

水道管工事における管工事と舗装復旧工事の分離発注について

令和7年7月1日 施行

1 目的

上下水道部では、改正品確法への対応や働き方改革の促進など、建設業における担い手の確保・育成や現場環境の改善、受注体制の強化を図ることを目的とし、給水要望工事について、管工事と舗装復旧工事の分離発注を実施する。

2 対象工事

(1) 対象範囲

原則、管工事と舗装復旧工事を一括して発注した場合の予定金額が400万円を超える給水要望工事を対象とするが、詳細については別に定める庁内通知によるものとする。

(2) 対象工事である旨等の表示

対象工事である旨等の表示は、特記仕様書への記載により行うものとする。詳細については「4 特記仕様書への記載内容」によるものとする。

3 分離発注により想定されるメリット

- ・ 給水要望工事において、管工事が入札工事から小額工事へ変更される場合、設計や業者決定に費やす時間が短縮されるとともに、施工中の提出書類が簡素化されるため、工事が早期に完成し給水可能時期を早めることが期待できる。
- ・ 管工事の契約工期の短縮（現場代理人などの配置技術者の拘束期間の短縮）による受注回転率の向上が期待できる。⇒ 水道業者が管工事に専念できる。
- ・ 下半期発注工事の場合、舗装業者の確保が困難となる繁忙期の施工が回避され、また、翌年度の閑散期に舗装復旧工事を行う（専門の舗装業者に発注する）ことで工事施工時期の平準化及び品質の向上が期待できる。
- ・ 舗装工事業者にとって受注機会の増加に繋がるとともに、管工事業者との調整が不要なため余裕を持った工程を組める。
- ・ 入札工事から小額工事へ変更される場合、配置技術者の制限がなくなる。

4 特記仕様書への記載内容

分離発注が起因するリスクを回避するため、小額工事及び入札工事特記仕様書には、以下の内容を記載するものとする。

(1) 管工事（入札工事）特記仕様書への記載内容

- ・ 本工事にて入手した現場特性（地元又は関係機関との協議・調整内容等）について記録を整備し、監督員へ提出すること。
- ・ 地元工事回覧には、舗装復旧工事の予定について記載すること。
- ・ 契約不適合責任について、本工事の契約不適合責任期間（引渡しを受けた日から2年以内）と別途発注する舗装復旧工事の契約不適合責任期間（引渡しを受けた日から2年以内）が重複する期間は、発注者・本工事受注者・舗装復旧工事受注者の3者間において現場立会協議により決定するものとする。

(2) 舗装復旧工事（入札工事）特記仕様書への記載内容

- ・ 道路使用許可申請を行うこと。
- ・ 工事着手前に工事回覧により、地元周知を行うこと。
- ・ 即日開放とする。また、原則、路盤開放は行わないこと。
- ・ 契約不適合責任について、本工事の契約不適合責任期間（引渡しを受けた日から2年以内）と管工事の契約不適合責任期間（引渡しを受けた日から2年以内）が重複する期間は、発注者・本工事受注者・管工事受注者の3者間において現場立会協議により決定するものとする。ただし、管工事の契約不適合責任期間を超え、本工事の契約不適合責任期間内である場合は、発注者・本工事受注者の2者間において現場立会協議により決定するものとする。

(3) 管工事（小額工事）仕様書への記載内容

- ① 以下の内容について、「工事内容 その他」の欄へ記載するものとする。

 - ・ 本工事にて入手した現場特性（地元又は関係機関との協議・調整内容等）について記録を整備し、監督員へ提出すること。
 - ・ 地元工事回覧には、舗装復旧工事の予定について記載すること。

② 以下の内容について「共通事項等」の欄へ記載するものとする。

 - ・ 契約不適合責任について、本工事の契約不適合責任期間（引渡しを受けた日から2年以内）と別途発注する舗装復旧工事の契約不適合責任期間（引渡しを受けた日から1年以内）が重複する期間は、発注者・本工事受注者・舗装復旧工事受注者の3者間において現場立会協議により決定するものとする。ただし、舗装復旧工事の契約不適合責任期間を超え、本工事の契約不適合責任期間内である場合は、発注者・本工事受注者の2者間において現場立会協議により決定するものとする。

(4) 舗装復旧工事（小額工事）仕様書への記載内容

- ① 以下の内容について、「工事内容 その他」の欄へ記載するものとする。

 - ・ 道路使用許可申請を行うこと。
 - ・ 工事着手前に工事回覧により、地元周知を行うこと。
 - ・ 即日開放とする。また、原則、路盤開放は行わないこと。

② 以下の内容について「共通事項等」の欄へ記載するものとする。

 - ・ 契約不適合責任について、本工事の契約不適合責任期間（引渡しを受けた日から1年以内）と管工事の契約不適合責任期間（引渡しを受けた日から2年以内）が重複する期間は、発注者・本工事受注者・管工事受注者の3者間において現場立会協議により決定するものとする。

5 契約不適合責任の判断

(1) 現場立会協議

- ・ 施工不良に起因する道路陥没等が発生した場合は、上記「4 仕様書への記載内容」に記載する仕様書の内容に基づき、発注者、管工事受注者、舗装復旧工事受注者による2者又は3者での現場立会協議により契約不適合責任を決定するものとする。
- ・ 受注者との現場立会協議により施工不良の原因の特定又は判断が難しい場合は、必要に応じ総括監督員、主任監督員または経験のある職員が同席し、現場立会協議を行う。

(2) 契約不適合責任の判断基準（参考）

施工不良の状況	想定される施工不良の原因	契約不適合責任者
・掘削箇所の道路陥没	・埋戻材の転圧不足	・管工事受注者
・掘削箇所周辺の道路陥没 (他事業の堀山陥没)	・埋戻材の転圧不足	・他事業の契約不適合責任期間内 の場合は 当該工事受注者 ・他事業の契約不適合責任期間外 の場合は道路管理者との協議に よる（管工事に起因し陥没事故 が発生したと判断された場合 は、 発注者又は管工事受注者 ）
	・現場が軟弱地盤	・道路管理者との協議による
・舗装復旧箇所の 凹凸、合材の飛び・ 剥がれ、排水不良、 既設舗装との段差、 打継目地の割れ、 区画線の不備	・合材の温度管理不足、 道路勾配の管理不足、 敷均・転圧不良、 区画線の段差、施工忘れ	・舗装復旧工事受注者
・筐のガタツキ、傾き、 段差など	・筐、ブロック、調整 リングの設置不良 (高さ調整含む)	・管工事受注者 ・舗装復旧工事受注者

6 道路占用許可申請及び道路使用許可申請

(1) 道路占用許可申請

- ・道路占用許可申請は、通常の水道管工事（管工事＋舗装復旧工事）として、発注者において一括申請するものとする。

(2) 道路使用許可申請

- ・道路使用許可申請は、管工事及び舗装復旧工事受注者が異なることから、各受注者にて個別に申請するものとする。

7 管工事施工時及び完了後の対応

通常の発注方式に比べ、管工事完了後の仮舗装期間が長期間となる可能性があるため、管工事施工時及び完了後については、以下に示す対応を講じ安全の確保に努めること。

- ・ 仮舗装を施工する際、プラント出荷時から現場施工前での合材の温度管理には細心の注意を払い、合材の飛び、剥がれ等を抑止すること。
- ・ 仮舗装であっても、管工事完了後、現地の状態を定期的に確認し、その対応を行うこと。
- ・ 仮区画線をスプレーなどにより仮表示する場合は、自然的・人為的な要因により消えることが想定されるため、管工事完了後、現地の状態を定期的に確認し、その対応を行うこと。

8 地元等協議・調整

(1) 管工事における工事回覧の記載内容について

- ・ 舗装復旧工事が別途工事になる旨の記載を必ず行うこと。
- ・ 舗装復旧工事受注者については現時点では「未定」であることを確実に記載すること。
- ・ 舗装復旧工事施工前に、再度、工事回覧にて地元周知を行う旨の記載を行うこと。

(2) 管工事受注者から舗装復旧工事受注者への記録の伝達

- ・ 管工事受注者が入手した現場特性（地元又は関係機関との協議・調整内容等）については、記録として整備し、管工事完了時に担当工事監督員へ報告すること。
- ・ 舗装復旧工事受注者は、担当工事監督員から管工事受注者が整備した記録を共有し、現場特性を把握すること。